

期日前投票

投票日に予定がある方は、期日前投票をご利用ください。

下野市役所

車でお越しの方は、投票所入口で駐車券の割引処理を行いますので、係員に申し出てください。

■期日前投票期間 10月30日(金)～11月14日(土) 午前8時30分～午後8時

自治医科大学期日前投票所

大学構内の医学部教育研究棟1階会議室に、期間限定で期日前投票所を設置します。車でお越しの方は、東口・北口警備員詰所で駐車場の案内を受けてください。

■期日前投票期間 11月5日(木)、6日(金) 午前10時～午後7時

期日前投票所までの移動支援

期日前投票の期間中、投票所への移動が困難な方に、タクシーによる移動支援を実施します。

■対象者 下野市の選挙人名簿に登録されている方で、次の①～③の要件すべてに該当する方

①投票時に市内に居住している方

②自宅から期日前投票所までの移動が困難であり、交通手段または補助の移動手段(家族等の送迎)がない方で、次のア・イ・ウのいずれかに該当する方
ア. 要介護1～4のいずれかの認定を受けている
イ. 身体障がい者手帳1～4級のいずれかに該当している

ウ. 自宅から期日前投票所までの距離が、直線で概ね1km以上ある

③次のA・Bいずれかに該当する方

A. 自ら送迎車両まで移動できる

B. 自ら送迎車両まで移動することは難しいが、介助者が同伴できる

■運賃 無料

利用までの流れ

移動支援を利用するには、事前登録が必要となります。

1. 選挙管理委員会に登録申請書を提出してください。

2. 登録していただいた方には、投票所入場券にタクシー利用券を同封します。

3. ご自身で手配したタクシーの運転手に、利用券を渡してください。

■登録期限 10月20日(火)

※利用可能なタクシー事業者など、より詳しくは広報しもつけ9月号の29ページをご覧ください。

選挙当日の投票方法

状況	投票方法	対応
• 郵便の事情等で入場券が届いていない → • 入場券を紛失した	下野市の選挙人名簿に登録されていれば投票が可能です。	投票所の係員にお申し出ください。
• 目が不自由である →	「点字投票」ができます。	
• 身体の障がいなどで投票用紙に自分で記載することが困難 →	投票所の職員がご本人の意思を確認し、代わりに記載する「代理投票」ができます。	郵便でのやりとりが数回必要となるため、早めに市選挙管理委員会までご連絡ください。
• 期日前投票期間及び投票日当日、仕事や旅行等で下野市にいない →	滞在先の選挙管理委員会で「他市区町村での不在者投票」ができます。	
• 身体障がい、要介護などに該当するため投票所に行けない →	身体障がい者手帳等の等級や要介護状態区分が一定以上の場合、自宅で「郵便による不在者投票」ができます。	あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があるため、早めに市選挙管理委員会にご相談ください。

選挙公報

候補者の政見等を記載した選挙公報は、新聞折り込みで各世帯に配布されるほか、市内各施設に設置します。また、市選挙管理委員会にご連絡くだされば郵送します。

■配置場所

市役所、公民館、図書館、生涯学習情報センター、ゆうゆう館、きらら館、ふれあい館、オアシスポップ館、市内郵便局、市内金融機関、市内コンビニエンスストア(一部)

開票

開票は、11月15日(日)の午後8時50分から、南河内公民館で行います。

下野市の選挙人名簿に登録されている方であれば、参観は自由です。また、開票速報は市ホームページでご覧いただけます。